諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成29年3月30日(平成29年(行個)諮問第61号)

答申日:平成30年3月6日(平成29年度(行個)答申第202号)

事件名:本人の労災に関して特定部位A打撲を特定部位Bと記入した労災書類

の不開示決定(不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成27年特定月日Xに発生した労災に関し、右手指打撲を左手と記入した労災書類一式」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、群馬労働局長(以下「処分庁」という。)が、平成28年12月26日付け群馬個開第74号により行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

(1) 平成27年特定月日Xに発生した労災に関し、右手指打撲を左手と記入した労災書類を、特定労働基準監督署で見せられ、同監督署に訂正を求めている。

相談した日、審査請求人は、右手をガーゼで包帯をしており、2名の 特定職員らと対面しており、両名は、その認識をしており間違うことは あり得ない状況であった。

その後、群馬労働局の特定職員2名を名乗る職員から連絡があり、訂正に関わるため、住民票を要求された経緯があり、そのことからも文書が存在しないということはあり得ない。

不開示とされたことは誤りのために請求する。

(2)請求が労災に至るには、至る原因が多様な問題があるのに、対応する 監督署の職員が現認した事実まで書き換えてしまったという不適切な対 応を受けている。重要な部分を隠す行為であり、労働局の職員に確認し なければならず、不開示は誤りである。 (3)特定労働基準監督署の職員には、同姓の職員が2名おり、注意されたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)本件審査請求人は、平成28年11月19日付けで、処分庁に対して、 法12条1項の規定に基づき、「平成27年特定月日Xに発生した労災 に関し、特定部位A打撲を特定部位Bと記入した労災書類一式」に係る 開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成28年12月26日付け群馬個開第74 号により不開示決定(原処分)を行ったところ、審査請求者がこれを不 服として、平成28年12月30日付け(平成29年1月4日受付)で 審査請求を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条2項の規定により不開示とした原処分は 妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

- 3 理由
- (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、仮に存在するとすれば、「平成27年特定月日Xに発生した労災に関し、特定部位A打撲を特定部位Bと記入した労災書類一式」である。

(2) 本件対象保有個人情報の保有について

原処分において、審査請求者が主張する「平成27年特定月日Xに発生した労災に関し、特定部位A打撲を特定部位Bと記入した労災書類一式」については、当該文書は保有していないため不開示としている。

この点について、諮問に際して処分庁に確認をしたところ、審査請求者は、自身が主張する労災に関しての労災請求自体を行っておらず、当然ながら請求者の主張する文書は作成、保有していないため、不開示としたことが確認された。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年9月28日 審議
- ④ 平成30年3月2日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成27年特定月日Xに発生した労災に関し、右手指打撲を左手と記入した労災書類一式」である。

処分庁は、審査請求人が主張する労災に関しての労災請求自体を行って おらず、そのため、審査請求人の主張する文書は作成、保有していないた め、不開示とした。

これに対して、審査請求人は、平成27年特定月日Xに発生した労働災害について、右手指打撲を左手と記入した労災書類を、特定労働基準監督署で見せられ、同労働基準監督署に訂正を求めており、その後、群馬労働局の特定職員2名を名乗る職員から連絡があり、訂正に関わるため、住民票を要求された経緯があり、そのことからも文書が存在しないということはあり得ないと主張している。

以上を踏まえ、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に詳細な説明を求めさせたところ、 以下のとおりであった。
 - ア 審査請求書において、審査請求人は「右手をガーゼで包帯をして特定労働基準監督署の職員と相談し、その際に平成27年特定月日Xに発生した労災について、右手指打撲を左手と記入した労災書類を、特定労働基準監督署で見せられた」と主張している。

この点について、平成27年特定月日Yに、審査請求人が、同年特定月日Xの労災について相談した記録が存在し、当該相談記録によると、審査請求人が主張する同年特定月日Xの労災について、特定労働基準監督署の職員が「療養補償請求ができる」と回答しているが、同年特定月日Xに発生した労災について、左手指打撲と記載した労災書類を、審査請求人に提示したといった事実は、当該相談記録からは確認できなかった。

イ また、審査請求書において、審査請求人は、「特定労働基準監督署 に訂正を求めており、その後、群馬労働局の特定職員2名を名乗る職 員から連絡があり、訂正に関わるため、住民票を要求された経緯があ り、そのことからも文書が存在しないということはあり得ない」と主 張している。

この点について、審査請求人は平成27年特定月日Yの相談記録について法に基づく開示請求を行い、当該相談記録の内容に誤りがあるとして訂正を求めたが、本人確認資料の求めに対し、これを提出しなかったため、当該相談記録の法に基づく訂正請求は認められていないという経過があった。

ウ 労災請求があった場合は、全て労災関係のシステムに登録すること

となっており、労災関係のシステム登録を確認したところ、審査請求人は、他の労働災害の事案で複数回、労災請求を行っているが、本件開示請求に該当する平成27年特定月日Xに発生した審査請求人の労災についての請求は登録されていない。

(2) 当審査会において、平成27年特定月日Yの相談記録及び当該相談記録に関する審査請求人の訂正請求に関する資料の提示を受けて確認したところ、諮問庁の説明のとおり、平成27年特定月日Xに発生した労災について、左手指打撲との記載は認められず、また、当該労災に関し審査請求人が労災請求をした、又は当該労災に関する書類を、審査請求人に提示したといった事実は、当該相談記録からは確認できず、さらに、当該相談記録について、審査請求人は訂正を求めたが、審査請求人が本人確認資料を提出しなかったため、当該相談記録の法28条1項に基づく訂正請求は認められていないとの内容が確認できた。

以上のことから、審査請求人は、平成27年特定月日Xに発生した労 災に関する請求は行っておらず、したがって本件対象保有個人情報は保 有しないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していない として不開示とした決定については、群馬労働局において本件対象保有個 人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子